

独立行政法人勤労者退職金共済機構の保有する個人情報の開示の実施方法及び手数料の取扱いに関する定め

(平成17年4月1日)
改正 平成18年4月1日

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)第24条第1項、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第549号)第5条第2項及び法第26条第2項の規定に基づき、保有個人情報の開示の実施方法の取扱い及び手数料について、以下のとおり定めることとする。

(開示実施方法)

第1条 機構は、保有個人情報の開示の実施方法を別表のとおり定める。ただし、文書又は図画については閲覧の方法による開示にあっては、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

(開示手数料)

第2条 開示に係る手数料は、開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。)とし、その額は、保有個人情報1件につき300円とする。

2 開示請求者が次のいずれかに該当する複数の保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の適用については、当該複数の保有個人情報を1件の保有個人情報としてみなす。

一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。))にまとめられた複数の保有個人情報

に掲げるもののほか、まとめられた複数の保有個人情報

3 開示請求手数料の納付は、次のいずれかの方法によるものとする。

窓口における開示請求は現金による納付とする。

郵送による開示請求の場合は、現金書留又は独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)の指定する銀行口座への振込により納付を受けるものとする。

4 保有個人情報の開示を受ける者が、郵送料を納付して保有個人情報の写しの送付を求める場合は、当該郵送料は郵便切手により納付を受けるものとする。

附 則

この定めは、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この定めは、平成18年4月1日から施行する。

法人文書の種別	開示の実施の方法
1 文書又は図画	閲覧
	撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧
	複写機により複写したものの交付
	撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
2 マイクロフィルム	用紙に印刷したものの閲覧
	専用機器により映写したものの閲覧
	用紙に印刷したものの交付
3 写真フィルム	印画紙に印画したものの閲覧
	印画紙に印画したものの交付
4 スライド(9 に該当するものを除く)	専用機器により映写したものの閲覧
	印画紙に印画したものの交付
5 録音テープ(9 に該当するものを除く。)又は録音ディスク	専用機器により再生したものの聴取
	録音カセットテープに複写したものの交付
6 ビデオテープ又はビデオディスク	専用機器により再生したものの視聴
	ビデオカセットテープに複写したものの交付
7 電磁的記録(5、6、8 に該当するものを除く。)	用紙に出力したものの閲覧
	専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
	用紙に出力したものの交付
	フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付
8 映画フィルム	専用機器により映写したものの視聴
	ビデオカセットテープに複写したものの交付
9 スライド及び録音テープ	専用機器により再生したものの視聴
	ビデオカセットテープに複写したものの交付